

三木町告示第56号

三木町介護保険料返還金支払要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第14号

三木町介護保険料返還金支払要綱の一部を改正する要綱

三木町介護保険料返還金支払要綱（令和5年三木町要綱第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4項中「第1項第3号」を「第1項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に納期限の到来した介護保険料に係る督促手数料を含む返還金については、その返還金の支払を決定した日にかかわらず、なお従前の例による。